

名古屋市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第29号

名古屋市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(名古屋市国民健康保険条例の一部改正)

第 1条 名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の 2の 2ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条を次のように改める。

(暫定賦課)

第16条 本算定前においては、保険料の賦課額（政令第29条の11の規定により読み替えられた法第76条の 4において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）第 140条第 1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料の額を除く。）は、第11条の 2の規定にかかわらず、市長が定める額とする。

第18条第 2項第 1号中「前年度月割保険料額（75歳到達世帯の世帯主にあ

っては、0)」を「市長が定める額」に改める。

第18条の2中「第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、準用介護保険法第140条第2項の規定により、第2号に掲げる」を「同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、同条第2項の規定により、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める」に改め、同条各号を削る。

第18条の3及び第18条の4を次のように改める。

第18条の3及び第18条の4 削除

附則第2条第1号に次のように加える。

オ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

(名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「ついては」の次に「、令和7年12月31日までの間に限り」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市国民健康保険条例第16条及び第18条から第18条の4までの改正規定並びに附則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第13条及び第15条の2の2の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条及び第18条から第18条の4までの規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。